

## 東社協福祉施設経営相談室だより No.134(全2枚)

当会に寄せられた法人運営に関する相談 (QA)

令和元年5月17日

東京都社会福祉協議会「経営相談室」は、社会福祉法人及び福祉施設からの法人経営や施設運営に関する様々なご相談に応じています。また、相談内容に応じて、弁護士、公認会計士、社会保険労務士、税理士からなる相談経験豊富な専門相談員が、対応しています。平成30年度には、約1千件の相談があり、そのうち、約80件を専門相談として対応しました。ぜひ、お気軽にご相談ください。

### ■当会に寄せられた法人運営に関する相談

#### 役員改選について

Q 役員改選にあたって、再選予定の役員からも、履歴書、就任承諾書等の新しい書類を提出してもらう必要がありますか。

A 履歴書や就任承諾書等について、新たに提出してもらうことが基本になります。また、2年前の履歴書をどうしても使いたいという場合には、ご本人により、変更がない旨の署名と日付等を記入して代用するという方法はありえます。

いずれの方法によるにしろ、選任後に家族規制、団体規制、欠格条項等に抵触することがわかるといったようなリスクを避けるためには、最新の情報で確認するために、最善の方法をとる必要があります。

Q 当法人の監事は2名で、そのうち1名が交代予定です。監事の同意はどうすればよいですか。

A 監事選任には、監事の過半数の同意が必要になります。したがって、監事が2名の場合、辞める監事も含めた2名の同意が確認できる形を整えて、評議員会に議案を提出することになります。

Q 評議員会当日に理事会が開けない場合、理事長及び業務執行理事の選任を、決議の省略により行う予定です。その場合、理事長及び業務執行理事の就任日は、理事全員の同意が得られた日となるのでしょうか。空白ができてしまうので気になります。

A 議決に加わることができる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をするとともに、監事全員が書面又は電磁的記録により異議がないことの意味表示をしたときに決議があったものとみなされます。新しい理事長が選任されるまでは旧理事長がそのまま業務執行することとなります。

#### 評議員追加選任 (小規模法人)

Q 当会は平成27年度のサービス活動収益4億円以下で、小規模法人として、評議員を4名にしてきたため、今年度中に7名以上になるよう評議員を最低3名追加選任する必要があります。現任の評議員と追加選任される評議員の任期をそろえたいのですが、どのようにすればよいでしょうか。

A 評議員については、法律上、任期の短縮が認められるのは、補欠評議員(定款でそのことを定めておく

ことが前提)の場合に限られるものと解すべきと考えられます。したがって、評議員の任期をそろえるためには、次の2パターンが考えられます。

- ・パターン1 新任の評議員(3名)を選任する際、現任評議員(4名)が辞任し、新任・現任の評議員をあわせた全評議員(7名)を選任する。
- ・パターン2 ①令和元年度中に、3名の評議員を選任する。  
②現任評議員(4名)の任期の終期にあわせて、令和元年度中に選任した評議員(3名)が辞任し、新任・現任の評議員をあわせた全評議員(7名)を選任する。

※ ただし、評議員が辞任した場合、必ずしも再任される保障はないため、辞任の意思の確認は慎重に行う必要があります。

## ■ 電子開示システムの主な変更点について

【変更点1】社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム(以下、システム)で、附属明細書、定款、役員名簿、役員等報酬基準、監事監査報告、社会福祉充実計画にかかる実績について等が、届出できるようになりました。これにより、基本的に、所轄庁による届け出は、紙による届け出を必要とせず、システムによる届け出をもって完結できることになりました(届出方法は、各所轄庁にご確認ください)。

### 注意!

今回の機能追加により、これまでシステムでは公表できなかった定款、役員名簿、役員等報酬基準についても、システム上で開示できるようになりましたが、公表用の定款、役員名簿については、個人情報・利用者保護を要する情報等の一部非開示の情報は、必ずマスキングしたものを登録してください。

なお、PDFファイルでマスキング処理を行った場合、編集ソフトや文章のコピーアンドペーストなどによりマスキングが解除される場合があるので、注意してください。電子データで公表する資料の処理は、紙資料を黒塗りした後にスキャンすることが確実と考えられます。

※ 定款、役員等名簿(公表用)は、WAMNETで所轄庁に届け出してしまうと、一旦WAMNETにアップされてしまいます。

【変更点2】「現況報告書仮確定解除」や「勘定科目確定解除」を行ったのち、「計算書類、財産目録作成」をやり直した場合であっても、入力済みの計算書類や財産目録のデータが消去されないようになりました。

※ 詳しくは、平成31年3月29日付厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡「平成31年度の社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムの変更について」及び「社会福祉法人財務諸表等電子開示システム主な変更点について」を御参照ください。

### 東京都社会福祉協議会 経営相談室

月曜～金曜(祝祭日、年末年始休)9時～17時45分 TEL03-3268-7170

\* 本相談室へのご相談は、東社協HPにある指定の相談票にご記入のうえ、[k\\_soudan@tcsw.tvac.or.jp](mailto:k_soudan@tcsw.tvac.or.jp)へお送りください。